



つくばみらい市規則第 30 号

つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 9 月 29 日

つくばみらい市長

日和田 浩

つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成 24 年つくばみらい市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項中「条例第 9 条第 2 項第 4 号」を「条例第 9 条第 5 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 2 号」を「様式第 1 号」に改め、同条第 3 項を削り、同条に次の 2 項を加え、同条を第 4 条とする。

3 条例第 9 条第 4 号の規則で定める法令は別表 2 に掲げるものとし、届出は土地の埋立て等行為届出書（様式第 2 号）により行わなければならない。

4 条例第 9 条第 7 号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げるものとする。

(1) 土木建築工事等、事業で使用する土砂等の一時的な保管・管理が目的であって、次の全ての規定に適合したものとする。

ア 事業区域の面積が 200 平方メートル未満であること。ただし、事業区域の面積が 200 平方メートル未満であっても、当該事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該土地の埋立て等に着手する日前 1 年以内に当該事業と同一とみなされる土地の埋立て等を行った、又は現に行っている他の土地の埋立て等の事業区域の面積とを合算して 200 平方メートル以上となるものは除く。なお、事業区域の範囲については事前に明確にし、適正に管理しなければならない。

イ 搬入土量は 200 立方メートル未満であること。

ウ 土砂等の性質は、自然物であり、土砂等を改良したものではないこと。

エ 別表第 3 に掲げる規定が守られていること。

オ 事業区域に保管・管理する土砂等を用いて、当該土地の埋立て等を行ってはならない。

(2) 農地を改良するための客土を行う事業で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 事業区域の面積が 3,000 平方メートル未満であること。

イ 農地の埋立て等に関する農地法上の取扱いについて（平成 3 年農管第 600 号農

地部長通知) 第3第2項の規定による農地改良協議を行い同意を得ていること。

(3) 公共施設又は事業所及び一般家庭において行う緑地帯や庭等(家庭菜園・ガーデンニングを含む。)の維持管理を目的として行うもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

第7条第1項第1号及び第2項第4号中「申請予定者及び事業施工者」を「事業主等」に改め、同項第5号中「申請予定者」を「事業主」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加え、同条を第5条とする。

(14) つくばみらい市暴力団排除条例(平成24年つくばみらい市条例第6号)に関する誓約書(様式第4号)

第8条中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条を第6条とする。

第9条第1項第1号中「第7条第1項第1号」を「第5条第1項第1号」に改め、同条第2項中「申請予定者」を「事業主等」に改め、同条第3項中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条を第8条とする。

第11条第1項中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「規則」を「規定」に改め、同項第1号中「第7条第2項第3号」を「第5条第2項第1号」に改め、同項第2号中「同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号」を「同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号」に改め、同項第14号を同項第16号とし、同項第13号中「様式第12号」を「様式第14号」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号の次に次の2号を加え、同項を同条第2項とし、同条を第9条とする。

(13) 土砂等発生元証明書(様式第12号)

(14) 土砂等が安全基準に適合していることを証する書面(搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書(様式第13号)及び計量証明書とする。)

第12条中「条例第16条第3項」を「条例第16条第2項」に、「とおりとし、搬入可能な土砂の性質は、自然物であり、土砂等を改良したものでないものに限る」を「とおりとす。また、搬入可能な土砂等の性質は、自然物に限るものとし、一時堆積等保管場所(ストックヤード)を経由した土砂等及び汚泥等の廃棄物を処理施設において人工的に化学処理し改良した土砂等でないものとする」に改め、同条を第10条とする。

第13条第1項中「様式第14号」を「様式第15号」に、「様式第15号」を「様式第16号」に改め、同条第2項を削り、同条を第11条とする。

第14条第1項中「様式第18号」を「様式第17号」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条を第12条とする。

第15条第1項中「様式第21号」を「様式第18号」に改め、同条第2項を削り、同条を第13条とする。

第16条中「、許可事業主」を「、許可事業主等」に改め、同条を第14条とする。

第17条中「様式第23号」を「様式第19号」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「様式第24号」を「様式第20号」に改め、同条を第16条とし、第19条を第17条とする。

第20条第1項中「様式第25号」を「様式第21号」に改め、同条第2項第1号中「許

可事業主」を「許可事業主等」に改め、同条を第18条とし、第21条を第19条とする。

第22条第1項中「様式第26号」を「様式第22号」に改め、同条第2項ただし書中「及び検査試料採取調書」を「、検査試料採取調書及び計量証明書」に改め、同条を第20条とする。

第23条第1項中「様式第27号」を「様式第23号」に改め、同条第2項中「様式第28号」を「様式第24号」に改め、同条を第21条とする。

第24条第1項中「様式第29号」を「様式第25号」に改め、同項第1号中「第7条第2項第1号」を「第5条第2項第1号」に改め、同項第2号中「第11条第3項第2号」を「第9条第2項第2号」に改め、同条第2項中「様式第30号」を「様式第26号」に、「様式第31号」を「様式第27号」に改め、同条を第22条とする。

第25条第1項中「様式第32号」を「様式第28号」に、「様式第33号」を「様式第29号」に改め、同条を第23条とする。

第26条中「様式第34号」を「様式第30号」に改め、同条を第24条とする。

第27条中「様式第35号」を「様式第31号」に改め、同条を第25条とする。

第28条中「様式第36号」を「様式第32号」に改め、同条を第26条とする。

第29条中「様式第37号」を「様式第33号」に、「様式第38号」を「様式第34号」に改め、同条を第27条とする。

第30条第1項中「様式第39号」を「様式第35号」に、「様式第40号」を「様式第36号」に改め、同条第2項中「様式第41号」を「様式第37号」に、「許可事業主」を「許可事業主等」に改め、同条を第28条とする。

第31条中「、様式第42号」を「、身分証明書（様式第38号）」に改め、同条を第29条とし、第32条から第34条までを2条ずつ繰り上げる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第14条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機りん	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつ

		ては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
ひ素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロ	検液1Lにつき0.1mg以下	日本産業規格K0125の5.1、5.

ロエチレン	であること。	2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,00

		0 m l としたものを用い、日本産業規格 K 0 1 7 0 - 6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 3 4 . 1 . 1 c) (注 (2) 第 3 文及び規格 3 4 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和 4 6 年 1 2 月環境庁告示第 5 9 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 L につき 1 m g 以下であること。	規格 4 7 . 1 , 4 7 . 3 又は 4 7 . 4 に定める方法
1, 4 - ジオキサン	検液 1 L につき 0 . 0 5 m g 以下であること。	昭和 4 6 年 1 2 月環境庁告示第 5 9 号付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0 . 0 0 3 m g , 0 . 0 1 m g , 0 . 0 5 m g , 0 . 0 1 m g , 0 . 0 0 0 5 m g , 0 . 0 1 m g , 0 . 8 m g 及び 1 m g を超えていない場合には、それぞれ検液に 1 L につき 0 . 0 0 9 m g , 0 . 0 3 m g , 0 . 1 5 m g , 0 . 0 3 m g , 0 . 0 0 1 5 m g , 0 . 0 3 m g , 2 . 4 m g 及び 3 m g とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
- 5 1, 2 - ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5 . 1 , 5 . 2 又は 5 . 3 . 2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5 . 1 , 5 . 2 又は 5 . 3 . 1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第 2 中「第 5 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

別表第 3 中「第 1 2 条関係」を「第 4 条、第 1 0 条関係」に改め、同表第 1 項第 1 号ケ中「p h 値の基準は 6 ~ 9」を「水素イオン濃度指数は 4 以上 9 未満」に改め、同項第 2 号イ (カ) 中「様式第 1 3 号」を「様式第 3 9 号」に改める。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 (第 1 7 条関係)

種別	境界を明らかにする表示
----	-------------

土地の埋立て等	材質は松の丸太、末口 9 c m 以上、高さは地表面 1 m 以上とし、先端は赤ペンキで 1 0 c m 以上塗布した木ぐいで表示
---------	---

様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この規則による改正前のつくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後のつくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。